

# 統一地方選挙報告

選挙管理委員会事務局

TEL 06-6992-1784

## ◎大阪府議会議員選挙

4月7日の大阪府議会議員選挙(守口市選挙区)は立候補者が選挙すべき議員の数(定数1)と同数の1名で無投票となり、4月8日の選挙会において、立候補者の西田薫氏を当選人と決定しました。

## ◎守口市議会議員選挙

4月21日に守口市議会議員選挙の投票が行われました。開票結果は次のとおりです。

	候補者	所属	得票数	
当	梅村 まさあき	(維新・新)	3,886	票
当	坂もと 正幸	(維新・新)	※3,875.560	票
当	かい 礼子	(維新・現)	3,079	票
当	しまだ 英史	(維新・新)	2,256	票
当	にしお 博道	(公明・現)	2,232	票
当	西田 久美	(公明・現)	2,158	票
当	土江 としゆき	(維新・新)	2,128	票
当	さかもと 長三	(無所属・現)	※2,092.439	票
当	たてずみ 雅彦	(公明・現)	2,040	票
当	ハットリ 浩之	(無所属・現)	1,999	票
当	福西 寿光	(無所属・現)	1,935	票
当	福本 けんいち	(公明・新)	1,899	票
当	くどう 百合子	(公明・新)	1,831	票
当	エバタ 将哲	(無所属・現)	1,819	票
当	たかしま 賢	(無所属・現)	1,805	票
当	松本 みつよし	(公明・現)	1,791	票
当	こかじ 宗親	(公明・現)	1,753	票
当	竹しま 修一郎	(維新・現)	1,751	票
当	杉本 えつ子	(共産・現)	1,687	票
当	池島 一夫	(自民・現)	1,512	票
当	水原 よしあき	(自民・現)	1,466	票
当	いうち 昌幸	(無所属・新)	1,368	票
次	さわい 良一	(無所属・現)	1,248	票
	まさき 求	(共産・現)	1,247	票
	酒井 みちよ	(共産・現)	1,210	票
	大藤 みつ子	(共産・現)	1,170	票
	小寺 昌行	(立憲・新)	679	票
	吉川 公二	(無所属・新)	515	票
	げんの ゆたか	(無所属・新)	415	票
	林 ヒデキ	(無所属・新)	169	票
	沢村 しげる	(無所属・新)	90	票

※小数点以下については案分によるものです。



投票率 44.92%

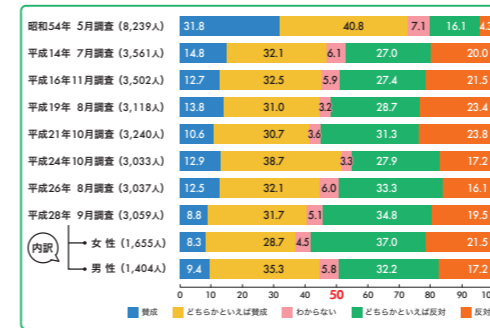
投票総数 53,799票

有効投票 53,106票

無効投票 693票



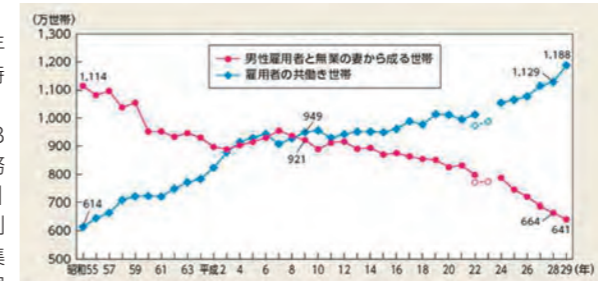
グラフ1



【備考】内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」(平成28年9月)より作成

男女共同参画社会の遷移をデータで見えてみましょう。  
 固定的な性別役割分担意識「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」(グラフ1)という題で世論調査を行ったところ、昭和54年調査では賛成の割合が7割を超えていましたが、平成16年調査で明確に反対「反対」「どちらかといえば反対」が賛成を上回り、平成19年調査では反対が5割を超えました。  
 その後、平成24年調査では賛成が反対を上回りましたが、平成26年調査で再び反対が賛成を上回り、平成28年調査でさらに反対の割合が増えました。  
 これらの男女共同参画の意識の変化に伴い、共働き等世帯数の推移(グラフ2)を見ると、昭和55年以降、共働き世帯数は年々増加し、平成9年以降、

グラフ2



【備考】

1. 昭和55年から平成13年までは総務庁「労働力調査特別調査」(各年2月)。ただし、昭和55年から57年は各年3月)。平成14年以降は総務省「労働力調査(詳細集計)」より作成。「労働力調査特別調査」と「労働力調査(詳細集計)」とは、調査方法、調査月等が相違することから、時系列比較には注意を要する。
2. 「男性雇用者と無業の妻から成る世帯」とは、夫が非農林業雇用者で、妻が非就業者(非労働力人口及び完全失業者)の世帯。
3. 「雇用者の共働き世帯」とは、夫婦共に非農林業雇用者(非正規の職員・従業員を含む)の世帯。
4. 平成22年及び23年の値(白抜き表示)は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。

## データで見る男女共同参画社会の移り変わり

男性雇用者と無業の妻から成る世帯数を上回り、平成29年では雇用者の共働き世帯が118万世帯、男性雇用者と無業の妻から成る世帯が64万世帯となり、雇用者の共働き世帯が1.8倍となっています。  
 これらのことから、少しずつ社会の男女共同参画に対する意識の変化が伺えます。

## 6月は「就職差別撤廃月間」～働くのは私自身を見てください～

「しない させない 就職差別」

「あなたのお父さんやお母さんの出身地はどこですか。家族の職業を教えてください。」  
 『お父さん(お母さん)がいないようですが、どうされたのですか。』  
 『尊敬する人物を教えてください。』  
 就職の面接で、こんなことを聞いた、あるいは聞かれたことはありませんか。  
 面接でこのような質問をすることは、本人の責任のない事項や本来自由であるべき事項で応募者を判断することになり、就職差別につながるおそれがあります。  
 採用選考は、応募者の基本的な人権を尊重するとともに、応募者本人の適性・能力に基づき、その人の資質や長所を見いだすことを通じて行う必要があります。  
 また、個人情報保護の観点から、応募者より提出された履歴書などの取り扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害しないようしなければなりません。  
 このために、大阪府では6月を「就職差別撤廃月間」と定め、さまざまな啓発事業を行います。応募者の基本的人権を尊重し、就職の機会均等を保障することの大切さについて、皆さんの理解をお願いします。

### 出張ハローワーク in 守口市役所 2019

内 ハローワーク門真の職員による職業相談、求人情報検索と求人票掲示、大阪府総合労働事務所による労働相談、パートタイマーの就職準備セミナー(60分・予約制30人)「応募書類の作り方からスキルアップのための職業訓練まで」  
 時 6月25日(火) 13:00~15:00(セミナーは13:30~)  
 場 守口市役所 1階会議室106  
 申・問 ハローワーク門真 職業相談部門  
 TEL 06-6906-6831 部門コード41#  
 問 人権室 TEL 06-6992-1512

【就職差別110番事業】  
 ▽電話による相談を受け付けます。  
 設置期間 月間中(6月の閉庁日を除く)午前10時~午後6時  
 TEL 06-6210-9518  
 ○月間期間中(6月)、Eメールによる相談を受け付けます。  
 rosei-g04@sbx.pref.osaka.lg.jp  
 大阪府商工労働部雇用推進室  
 TEL 06-6210-9518  
 問 人権室  
 TEL 06-6992-1512